

つがる市職員(一般事務、社会福祉士、土木・建築技術職)の募集

1. 職種・受験資格

職 種	受 験 資 格
上級・初級 一般事務 (12人程度)	上級一般事務 昭和62年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方（平成29年3月までに卒業する見込者を含む。） 初級一般事務 昭和62年4月2日以降に生まれ、短期大学もしくは高等専門学校または高等学校卒業の学歴を有する方（いずれも平成29年3月までに卒業する見込者を含む。）
社会福祉士 (1人程度)	昭和57年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方（平成29年3月までに卒業する見込者を含む。）で、社会福祉士の資格を有する方または資格取得見込みの方
上級・初級 土木技術職 (1人程度)	上級土木技術職 昭和57年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方（平成29年3月までに卒業する見込者を含む。）で、土木に関する専門課程を修めて卒業した方または卒業見込みの方 初級土木技術職 昭和57年4月2日以降に生まれ、短期大学もしくは高等専門学校または高等学校卒業の学歴を有する方（いずれも平成29年3月までに卒業する見込者を含む。）で、土木に関する専門課程を修めて卒業した方または卒業見込みの方
上級・初級 建築技術職 (1人程度)	上級建築技術職 昭和57年4月2日以降に生まれ、大学卒業以上の学歴を有する方（平成29年3月までに卒業する見込者を含む。）で、建築に関する専門課程を修めて卒業した方または卒業見込みの方 初級建築技術職 昭和57年4月2日以降に生まれ、短期大学もしくは高等専門学校または高等学校卒業の学歴を有する方（いずれも平成29年3月までに卒業する見込者を含む。）で、建築に関する専門課程を修めて卒業した方または卒業見込みの方

※上級一般事務、社会福祉士、上級土木技術職または上級建築技術職の受験資格を有する方は、初級一般事務、初級土木技術職または初級建築技術職試験を受験できません。

※活字印刷文による出題および口頭による面接に対応できる方に限ります。

※身体に障がいがある方でも、自力で通勤ができ、かつ、介助者なしで職務の遂行が可能であれば受験できます。詳細についてはお問い合わせください。

2. 試験の日時・場所・内容（全職種共通）

- 第一次試験 日 時 9月18日(日) 9時 場 所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」
 内 容 ①教養試験 ②事務適性検査 ③専門試験（初級一般事務は除く）
- 第二次試験 日 時 10月23日(日)（予定） 場 所 つがる市役所 3階会議室
 内 容 ①論文試験 ②面接試験

3. 受 験 手 続

受験申込書の 請求方法 (右のいずれか)	- つがる市総務部総務課、稲垣出張所、車力出張所、つがる出張所（土・日・祝日も10時～19時の間配付します）で配付します。 - 郵送で請求する場合は、返信先を明記した返信用封筒（120円切手を貼ったA4版サイズのもの）を同封し、郵送用封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きの上、つがる市総務部総務課へ請求してください。郵送による請求は、7月29日（金）必着分まで受け付けます。 - インターネットで請求する場合は、市ホームページからダウンロードしてください。
申込方法	受験申込書と受験票に必要事項を記入し、つがる市総務部総務課へ提出してください。 詳細については受験申込書に添付されている募集要項をご覧ください。 <申し込みに必要なもの> - 顔写真（縦4cm×横3cm）2枚 160円分（受験票送付用の特定記録郵便料金）の切手が貼られたはがき ※社会福祉士を受験する方で、既に社会福祉士の資格を有する方は、資格証明書の写し
受験票の交付	受験票は、8月25日(木)頃発送します。9月1日(木)までに届かない場合は、至急ご連絡ください。

4. 受 付 期 間

期 間 7月5日(火) から8月5日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 8時30分から17時15分 ※郵送の場合は8月5日（金）必着

【申し込み・問い合わせ先】〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61番地1
 つがる市総務部総務課 電話0173-42-2111（内線348）
 ホームページ<http://www.city.tsugaru.aomori.jp/>

防災行政用無線放送による緊急地震速報伝達訓練を実施します

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を人口衛星などから瞬時に市民の方へ情報伝達する仕組み「全国瞬時警報システム（Ｊアラート）」を用いて、防災行政用無線による情報伝達訓練を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

訓練実施日時 6月23日(木) 10時15分頃

情報伝達手段 防災行政用無線（市内に設置している防災行政用無線子局および室内に設置している受信機）から一斉に放送されます。

放送内容（予定）

「上りチャイム音」→「只今から訓練放送を行います。」→「こちらは、防災つがる市です。」→「緊急地震速報チャイム音＋緊急地震速報。大地震です。大地震です。＋これは訓練放送です。」を3回放送→「こちらは、防災つがる市です。」→「これで訓練放送を終わります。」→「下りチャイム音」

※ただし、気象の状況などによっては、訓練放送を中止することがあります。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111（内線342）



情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

市では公正で開かれた市政の推進のため、市が保有している情報を請求に応じて公開する「つがる市情報公開条例」を制定しており、その運用状況について毎年1回以上公表することと定めています。この規定に基づき、下表のとおり平成27年度の運用状況を公表します。

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
市 長	3	3	0	0	0	0
消防長	1	1	0	0	0	0
教育委員会	3	3	0	0	0	0
合 計	7	7	0	0	0	0

※実施機関は、表中に記載されている機関の他に議会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員および固定資産評価審査委員会がありますが、27年度は請求がありませんでした。

個人情報保護制度

市では、市が保有する市民の皆さんの個人情報を守るため「つがる市個人情報保護条例」を制定しております。この制度は、市民の皆さんの個人情報をより適正に取り扱うためのルールを定め、ご自分の個人情報について開示請求できる権利を保障する制度です。この規定に基づき、下表のとおり平成27年度の運用状況を公表します。

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
市 長	1	1	0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0	0

※表中に記載されている機関以外の実施機関に対しては、27年度の開示請求はありませんでした。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111（内線341）

農婚 in つがる 参加者募集

プレミアムなメロンと運命の出会いをいっしょに収穫しませんか？

日 時 7月29日（金）16時～20時30分、7月30日（土）9時30分～20時

※7月31日は女性参加者を見送ります

交流会場 【1日目】つがる地球村 【2日目】案山子（かかし）

対 象 者 20～40歳の独身男女（男性はつがる市内の農業従事者もしくは農業に関心のある方）

内 容 地元農畜産物を使ったBBQパーティ、1対1フリートーク、メロン収穫体験、野外イベントなど
宿泊は市外から参加される女性のみ

参 加 費 男性6,000円、女性5,000円 ※2日分

定 員 男女各16人（応募多数の場合は抽選します。）

申込方法 希望者は、電話、FAX、Eメールなどで①氏名 ②性別 ③年齢 ④職業 ⑤住所 ⑥電話番号を記載のうえ、お申込みください。

申込期限 7月11日（月）必着

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【申し込み・問い合わせ先】地域創生対策室

電話42-2271 FAX42-3069

Eメール senryaku@city.tsugaru.aomori.jp



外国語指導助手（ALT）が着任

～つがる市の皆さま、よろしくお願いします～

つがる市のみなさん、初めまして。私の名前は、コーリー・ロトロです。「コーリー」と呼んでください（子供の時はCoco[ココ]と呼ばれていました）。フロリダ州マイアミ出身で21歳です。18歳の時に、友達に日本の音楽を教えてもらったことがきっかけとなって、私はすっかり日本語に夢中になってしまいました。それで、日本に行くことを決意し、自力で日本語を学びたいと思いました。

つがる市でお会いした人たちはとても親しみやすく、誰もが私にやさしくしてくれます。私は、つがる市に着任できたことを心から誇りに思います。冬のスノーボードと、夏のカヤックをとても楽しみにしています。また、つがる市のおいしい名産品を全部食べてみたいと考えています。

つがる市の皆さんとの出会いやふれ合いへの期待で、とてもわくわくしています。私をつがる市に温かく迎え入れてくれたことに、心から感謝します。

ロトロ・コーリー・ジャンソン

Rotolo Cory Janson

趣味：海辺に行くこと、水泳、スケートボード、スノーボード、テレビゲーム

好きな日本の食べ物：焼きそば、あんこもち

市営住宅＜新築・空家＞入居者募集

公営住宅＜新築＞

団地名	戸数	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地	1戸	H28	木造桜木8-2	木造平屋4連戸 3LDK	○	○	○	○	○	下水道	28,100 ～41,800
桜木団地	2戸	H28	木造桜木8-2	木造平屋4連戸 2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,200 ～34,600

公営住宅＜空家＞

団地名	空家番号	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
第2月見野丘団地	7号	H6	森田町森田 駒ヶ淵30-16	木造平屋2連戸 2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	16,700 ～24,900
第2月見野丘団地	31号	H8	森田町森田 駒ヶ淵30-16	木造平屋2連戸 2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	18,600 ～27,700
森田第2若緑団地	3号	H11	森田町上相野 若緑50	木造平屋2連戸 3LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	25,600 ～38,200
つきみの団地	21号	H15	森田町森田 月見野300-3	木造平屋1戸建 2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	21,100 ～31,400
つきみの団地	31号	H15	森田町森田 月見野300-3	木造平屋1戸建 2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	21,100 ～31,400
かしわ団地	67号	H20	柏桑野木田 幾世35-8	木造平屋1戸建 2LDK	○	○	○	○	○	下水道	24,600 ～36,600
ことぶき団地 (高齢者用住宅)	7号	H13	柏桑野木田 若宮185	木造平屋9連戸 1LDK	○	○	○	—	○	下水道	12,800 ～19,100

募 集 期 間	6月14日（火）～6月24日（金） ※入居可能予定日：＜新築＞8月1日 ＜空家＞7月下旬
入 居 者 資 格	①世帯の収入が政令で定める収入基準であること。（政令で定める収入基準：月額158,000円以下） ②現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。 ③税を滞納していないこと。④入居希望者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
必 要 書 類	①市営住宅入居申請書 ②平成28年度所得証明書（入居者、同居者） ③全税目に未納がないことの証明書 ④入居（同居）予定者が現在居住している世帯全員の住民票 ⑤入居希望者または同居予定者で障害者手帳の交付を受けている方はその写し ※平成28年1月1日よりマイナンバー法の施行に伴い、市内に住所がある方は、上記②以下の書類を要さない場合があります。ただし、マイナンバー通知カードおよび本人確認のため運転免許証などの提示が必要となります。なお、つがるの市民になった時期により異なる場合がございますので、詳しくは建築住宅課でお尋ねください。 ※申込者の状況によりその他の書類が必要となる場合があります。①、③の様式は建築住宅課にあります。
選 考 方 法	応募書類を審査の上、7月中旬に選考予定
そ の 他	入居者として選考された方は、①敷金として家賃の3ヶ月分、②連帯保証人（税を滞納していない方で、所得のある方）2名が必要になります。

【申し込み・問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111（内線383・386）

下水道課からのお知らせ

下水道使用手続きを今一度ご確認ください

「下水道を接続しているが納入書または通知書を受け取ったことがない方」や「下水道料金は水道料金と一緒に請求されていると思っている方」(下水道料金と水道料金は別です)は下水道の使用開始手続きがされていない可能性があります。

もし、故意に手続きをせず下水道を使用していることが判明しますと、市の条例により罰則を科せられる場合がございますので、今一度ご確認くださいようお願いいたします。

快適な生活環境のために下水道加入または合併浄化槽の設置を

●下水道加入のお願い

下水道は家庭の生活雑排水、し尿などの汚水を処理し、周辺の生活環境の改善、用排水路や河川の汚染を防ぐための施設です。供用開始された区域で、まだ下水道に加入されていない方は、加入して下さるようお願いいたします。また、水洗化工事を行う方への融資斡旋も実施していますのでご利用ください。

融資斡旋制度

- ・融資限度額
100万円以内(供用開始から5年以内の方)
60万円以内(供用開始から5年を超える方)
 - ・償還期限 5年以内 ・利息は市が利子補給します。
- ※融資の手続きは、ご利用の皆さんに代わって指定排水設備業者が行います。

下水道使用者の変更について

下水道使用者が相続などにより変更になる場合は、速やかに届出してください。(届出に必要な書類は、下水道課、稲垣出張所または車力出張所にあります)

下水道の適切な使用について

下水道に異物が流されたことにより、ポンプの故障が発生しております。ポンプが停止すると市民生活に重大な影響を及ぼしますので、利用にあたり適正使用に努めてください。

●合併浄化槽の費用補助について

市では、公共下水道認可区域外および農業集落排水実施区域外において、既設単独浄化槽または既設汲み取り便所から合併浄化槽へ設置換えを行う方に対して、補助金を交付しています。

(合併浄化槽とは、し尿と生活排水【台所・風呂・洗濯などの雑排水】を併せて処理するための施設です)

補助金の対象となる建物

専用住宅(主に住居用に使用する建物で、店舗などの床面積が総床面積の2分の1未満である併用住宅を含む建物)

※専用住宅を新たに建設し、合併浄化槽を設置する方は対象外です。

補助金の対象区域

詳しくは、下水道課へお問い合わせください。

補助金の額

- ・5人槽 186,000円
- ・6～7人槽 219,000円
- ・8～10人槽 276,000円

平成28年度受付基数

10基程度

【問い合わせ先】下水道課 電話42-2111(内線371)



つがる出張所「臨時休業」のお知らせ

つがる出張所移転のため、下記日程で臨時休業いたします。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、市外在住の親戚・知人の方へも、臨時休業日をお知らせくださるようお願いいたします。

【臨時休業日程】

7月27日(水) 臨時休業(終日)

7月28日(木) 臨時休業(終日)

※7月29日(金)からは、市立図書館隣で業務を開始いたします。

【問い合わせ先】

つがる出張所(イオンモールつがる柏内) 電話 27-5021 営業時間 午前10時～午後7時



マイナンバーカード（個人番号カード）を申請した方へ

マイナンバーカードの交付（受け取り）については、交付準備が整い次第順次、交付通知書（はがき）を送付しています。交付通知書が届きましたら、指定された交付窓口に必要な書類を持参し、マイナンバーカードの交付を受けてください。

必要書類 ①交付通知書（はがき） ②通知カード ③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
④本人確認書類（有効期限内のもの）※コピーを取らせていただきます。
交付窓口や本人確認書類など詳しくは、送付する交付通知書をご覧ください。



注 意 点 ●15歳未満の方、成年被後見人の方

15歳未満の方、成年被後見人の方が交付を受ける場合は、本人と法定代理人の来庁が必要です。また、法定代理人の本人確認書類の他に戸籍謄本（市内に本籍がある方は不要）、後見登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）など、法定代理人の資格を証明する書類があわせて必要になります。

●任意代理人によるマイナンバーカードの交付について

任意代理人に対しマイナンバーカードが交付できるのは、病気、身体の障害など、やむを得ない理由により交付申請者の来庁が困難であると認められる場合のみになります。「歩行・移動に支障はない症状だが、身体障害者手帳を持っている」「仕事があり平日に市役所へ受け取りに行くことができない」といった内容はやむを得ない理由に該当しませんので、代理人による受け取りはできません。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111（内線265・266）

国民年金保険料「免除制度」について

年金情報

経済的な理由などにより国民年金保険料の納付が困難な時には、保険料が免除となる制度があります。平成28年度の免除などの受け付けは平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除申請できるようになりました。



申請免除

申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得額が一定以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除（4分の3・半額・4分の1免除）されます。ただし、一部免除は保険料を納めないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

平成28年度国民年金保険料 16,260円	免除割合	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
	保険料納付額	0円	4,070円	8,130円	12,200円

また、失業した方については前年の所得を0円とみなしますので、配偶者・世帯主の前年所得によっては全額免除または一部免除に該当する場合があります。申請には雇用保険離職票または雇用保険受給者証の写しが必要です。（共済などは退職者辞令の写し）

若年者納付猶予制度

学生を除く20歳以上30歳未満の方は、同居している世帯主の所得に関わらず、申請者本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

学生で申請者本人の前年所得額が一定以下の場合には、在学中の保険料の納付が猶予されます。

手続きには申請年度有効の学生証の写しまたは在学証明書（原本）が必要です。

○いずれの申請にも、基礎年金番号がわかるもの、または本人確認ができるもの（運転免許証など）、印鑑（認印）をご持参下さい。

○免除の申請は、原則として毎年必要ですが、全額免除と若年者納付猶予については、申請時に「継続申請」を希望すれば翌年からは本人の申請手続きは不要です。（全額免除却下通知が届いた方は一部免除に該当する場合がありますので、再度申請してください）

移動年金相談日 日時 6月22日（水）、7月27日（水）、8月24日（水）10時～15時

場所 つがる市役所2階相談室

※事前の予約が必要です。 弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1309

【問い合わせ先】つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267） 弘前年金事務所 電話0172-27-1337

平成28年度介護保険料について

65歳以上の方には介護保険料の納入通知書が送付されますので、年間の保険料額や納付方法などについてご確認ください。

市の65歳以上の方の介護保険料（平成28年度）

対 象 者			平成28年度の保険料		
世帯の課税状況	本人の課税状況	本人の年金収入 + 所得金額の合計	所得段階	月額(円)	年額(円)
生活保護受給者など			第1段階	2,700	32,400
世帯全員が非課税	非課税	80万円以下	第2段階	4,500	54,000
		80万円超120万円以下	第3段階	4,500	54,000
		120万円超	第4段階	5,400	64,800
世帯に課税者あり	非課税	80万円以下	第5段階	6,000	72,000
		80万円超	第6段階	7,200	86,400
	課税	120万円未満	第7段階	7,800	93,600
		120万円以上190万円未満	第8段階	9,000	108,000
		190万円以上290万円未満	第9段階	10,200	122,400
		290万円以上			

納付方法 特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書などによる納付）

- 注 意 点**
- ・ 転入者や、世帯に属する家族の所得課税状況が確定していない方には、暫定の金額で通知されますので、後に所得状況が把握されたことにより保険料額が変わる場合があります。
 - ・ 納付書で納めるべき納期がある方には納付書が同封されていますので、納め忘れのないようご注意ください。
 - ・ 納付書は指定の金融機関およびコンビニエンスストア（納期限内に限る）で納付可能です。

平成28年8月から介護保険施設入所の 食費・居住費の負担軽減要件が見直されます

施設入所（ショートステイを含む）している低所得の方は、申請により食費と居住費が軽減されます。自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を高めるため、食費と居住費の利用者負担段階の判定に用いる年金収入について、現在は課税年金（老齢年金など）収入のみが対象になっておりますが、8月からは**非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになります**。このため、**非課税年金を一定額受給されている場合は、自己負担額が変わる場合があります**のでご理解をお願いします。

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111（内線231・234・235）

収納課からのお知らせ

事前予約で市税等の収納窓口 延長相談を行います

電話などで当日の13時までに予約していただければ、収納窓口を19時15分まで延長し、市税・料金などの納付相談などを行います。

日程および受付窓口

7月1日（金）～7月29日（金） 土日・祝日を除く
収納課（市役所1階6番窓口）

納付相談対象税等

市税、国保税、住宅使用料、下水道使用料、
介護保険料、後期高齢者医療保険料 など

市税等は納期限内に納めましょう

6月

「市・県民税」第1期
「住宅使用料」
「公共下水道使用料」
「農業集落排水処理施設使用料」
「利用者負担額（保育料）」

の納期限となっています。

市税等を口座振替で納付いただいている方は、納期限までに口座残高の確認をお願いします。

【問い合わせ先】 収納課 電話42-2111（内線222）